

れいわ ねんど
令和7年度

まつえしりつ ぎ む きょういくがっこうやつかがくえん
松江市立義務教育学校八束学園

やくそく
くらしの約束

じりつりよく じりつ じりつ きょうせい
自立力(自立・自律・共生)



1. 登校・下校について

- 安全に気をつけて、時間と決まりを守り、制服で登下校します。※冬は防寒着等を着て登校します。
- 登校と下校は正門を通り、同じ道を歩きます。
- 登校・下校中に友達の家によったり買い物をしたりしません。
- 見知らぬ人に声をかけられても車などには絶対に乗りません。
- 登校・下校のときは防犯笛・防犯ブザーなどを身につけることが望ましいです。
- 保護者の送迎の乗り降りは、八束学園の駐車場を使ってください。(学校前で乗り降りしませんが。)

【1～6年生】

- 朝は8:00～8:10までに集団登校をします。
- 集団登校では、集合時刻・集合場所を守ります。
- 一列で歩き、車に気をつけて登校します。
- 病気などで休んだり、遅刻したりするときは、必ず家の人に届け出(tetoru／電話)をしてもらいます。
- 登校班長にも、休んだり、遅刻したりすることを伝えます。
- 忘れ物をして、途中で家に取りに帰りません。
- 事情がない限りは、車で送り迎えをしてもらいせん。
- (車で登校するときは、班長に連絡します。車で帰るときは、担任の先生に連絡します。)

下校時刻

5時間授業の日 15:00

6時間授業の日 16:00

【7～9年生】

- 遅刻・欠席の場合は、8:15までに、必ず家の人に届け出(tetoru／電話)をもらいます。
- 部活動のない学園生の最終下校時間は、原則として17:00とします。
- 許可を得た学園生、部活動のある学園生は先生の指示に従います。

※部活動のある学園生の最終下校時刻

4月～新人戦 18:30 新人戦～11月 18:00

12月～2月 17:30 3月 18:00

- 日没後は、反射タスキを着用して下校します。(11月～3月が目安)

2. 学校での生活について

- 時間を守って生活します。(授業や掃除の開始時刻に遅れません。)
- 整理整頓をきちんとします。
- 明るく気持ちのよいあいさつや言葉づかい、返事をします。
- 身なり、服装は決まりを守り、常にきちんとするよう心がけます。
- 掃除を一生懸命し、気持ちの良い学園を作っていきます。
- 授業中に教室を出たり、登校後に校地外に出たりするような場合は先生の許可を得ます。
- 職員室に入るときは、ジャンパーや帽子などはぬぎ、あいさつをして入ります。
- 持ち物には、必ず名前を書き、他人のものは勝手に触ったり、使ったりしません。
- 必要のないお金や物は学校に持って来ません。
- 集金がある場合は、現金を朝礼までに先生に提出します。
- 携帯電話は、学校へ持って来ません。(必要がある場合は、許可願を提出しましょう。)
- 遊びや学習で使ったものは終わった時には、きちんと片づけます。

【校舎内ではいけない遊び】

- ・ボール遊び(体育館でボールをけてはいけません)
- ・階段、ろうかでの追いかけっこや鬼ごっこなどの遊び

【遊んではいけないところ】

- ・階段 ・特別教室 ・体育館ステージ ・器具庫 ・昇降口 ・体育館の2階
- ・多目的ホール ・教室のベランダ(通路)

3. 校外での生活について

○友達どうしのお金や物の貸し借り、売り買いはしません。

○ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケボックス、ボウリング、インターネットカフェなどには、子どもだけでは行きません。

○遊びに行くときは家の人に、行き先、帰りの時間を言って出ます。

○知らない人には、ついて行きません。

○あぶない場所では遊びません。

・中海 ・ため池 ・道路 ・駐車場 ・堤防 ・田畑など

○空き家、るすの家、小屋、舟などに勝手に入りません。

○火薬遊び、火遊び、エアガン、ガスガンなど、あぶない遊びはしません。

○支所・八東公民館・八東体育館・公園・保育園・集会所では、使い方のきまりを守り、人の迷惑にならないようにします。(基本的に電話はかりません)

○メディアとの付き合い方について、家庭でルールを決め、適切な使い方、時間を守って使しましょう。

【1～6年生】

○デパート、スーパーマーケット、ショッピングセンター、コンビニエンスストアなどのお店には、お使いのほかには子どもだけでは行きません。

家に帰る時刻 4月～9月 午後6:00 10月～3月 午後5:00

○子どもたちだけで町外へ出ません。

○魚つりは、子どもだけではしません。

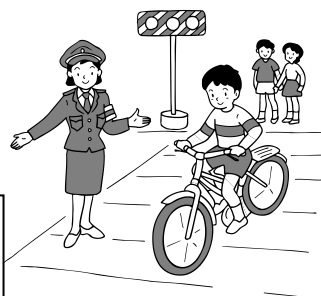
○自転車に乗るときは、家の人の許しをもらって、交通ルールを守って乗ります。

○自転車に乗るときには、ヘルメットをかぶります。

<乗れる範囲のめやす>

1・2年生…家のまわりや公園 3年生…自分の地区内

4～6年生…町内



【7～9年生】

- 身なり、言葉遣い、態度は後期課程生らしく、また、他人から誤解を受けないように心がけます。
- 友人宅等での夜遊び、宿泊はやめます。
- 放課後や休み中に学校に来るときは、制服または体操服、あるいは部活動で指定された服装で来ます。
- 映画やイベントは、保護者の許可を得て鑑賞・参加をします。
- 不審人物を見かけたり声をかけられたりした場合は、自分の安全を確保した上で、警察(110番)に通報し、そのあとで学校に報告します。
- 部活動や学校の行事以外では、他の学校に許可なく行きません。
- あぶない場所では遊びません。
- 通学時、学校の行事または部活動で自転車に乗るときには、ヘルメットをかぶります。

4. 服装について

①制服について

- 全ての服・体操服に記名をします。
- 登校・下校のときは、制服をきちんと身につけます。
- 1～6年生は登校・下校のときは帽子もきちんとかぶります。
- 5～9年生はT P Oに合わせてリボン・ネクタイをつけます。T P OはTime(時)、Place(場所)、Occasion(場面)の略語です。時、場所、場面に応じ、服装などを使い分けることを指します。
- 学校では左胸に名札をつけます。
- 冬期・夏期の移行期間は、気候によって制服を調節します。
- 下着は華美でないものにします。
- ベルトは、色が華美でないものにします。(黒・紺・茶)
- 上ばきは、白を基調とした運動靴(1～6年)・指定のスリッパ及び体育館シューズ(7～9年)
- ソックスは白・黒・紺を基調としたものをはきます。(ワンポイントまで)
- (儀式のときは、白を基調としたものをはき、リボン・ネクタイをつけます。
(儀式:始業式、入学式、終業式、修了式、引継式、立志式、卒業式、その他指定があるとき)
- カーディガン等を着用する場合は、華美でないものとし、制服や体操服から出ないようにします。

＜制服＞※4・7年生のときに次のブロックのリボン・ネクタイを準備してください。

※中期ブロックの半ズボンの学園生は、7年生進級時にスラックス・スカートに移行してください。

	前期ブロック	中期ブロック	後期ブロック	名札
冬 (十月一日～五月三十一日)	・ブレザー ・半ズボン ・ひだ付つりスカート ・白長袖シャツ ・白長袖ブラウス ・白ポロシャツ ・帽子	・ブレザー ・スラックス ・スカート ・白長袖シャツ、ブラウス ・帽子(5・6年生のみ)	- 赤のリボン・ネクタイ - 青のリボン・ネクタイ	色(R7年度) 1年 黄 2年 紫 3年 緑 4年 茶 5年 赤 6年 ピンク 7年 青 8年 オレンジ 9年 水色
夏 (六月一日～九月三十日)	・白半袖シャツ・ブラウス ・白ポロシャツ ・半ズボン ・ひだ付つりスカート ・帽子	・白半袖シャツ・ブラウス ・指定の白ポロシャツ(イニシャル入り) ・白ポロシャツ ・スラックス ・スカート ・帽子(5・6年生のみ)		

②頭髪・装飾物について

- 前は目にかからない程度、長い場合は、体育時や給食時など、場合によって結びます。
- リボン、化粧、パーマ、着色及び脱色、整髪剤等はやめます。
- ネックレスやブレスレット、ピアス等の装飾物はつけません。

③体育の授業のときの服装について

- ・半袖体操シャツ ・ハーフパンツ ・白体操帽(ゴムつき)(1～6年生)
- ・学校指定のトレーニングウェア上下

※半袖体操服・ハーフパンツの下からインナー等を出さない。足首等にミサンガ等の装着品はつけない。

④その他【7～9年生】

○通学用履物は、華美でない色、型のもので、体育の授業で使用できるものにします。ブーツ等は色、型が華美でないものにします。

○通学用カバンは、華美でない色、型のもので、使用時に体に負担のかかりにくいものにします。

5. 自転車通学規定(7～9年生)について

(1) 通学を許可する学園生

①江島地区在住の学園生

②学校休業日に部活動や自主学習で登校する学園生

③授業で使用する事が予想される学園生

(2) 自転車通学規定

①「自転車通学許可願」を年度初めに提出すること。(1年ごとに更新する)

②交通法規・道徳を守り、安全な運転を心がけること。

(二人乗り、並進、傘差し運転等は禁止)

③通学・部活動・学校行事等で自転車に乗るときには、ヘルメットをかぶること。

④許可証を貼り付けた自転車で通学すること。

⑤学校前のスロープ、校地内は自転車に乗らず、押すこと。

⑥駐輪場の決められた場所にきちんと整理して駐輪すること。

⑦駐輪する場合は、必ず施錠すること。

⑧決められた通学路を利用すること。○学園～みしまや～中央～馬渡～江島

⑨日没後に下校する場合は、必ず反射タスキを着用して乗車すること。

(3) その他の注意事項

①整備点検は各自が責任をもって行い、整備され、改造されていない自転車を利用すること。

②整備不良・改造があった場合は、点検勧告書→点検→証明書提出とする。

③違反があった場合は、

口頭注意→通学許可一時停止→通学許可取り消し(一か月の間)とする。

④万が一のために、「自転車保険」への加入が望ましい。